

# 令和4年3月末までの登録申請状況及び 今後の申請見込みについて

令和4年4月

国税庁

# 1 現状

- 令和3年10月から登録申請書の受付を開始し、令和4年3月末までに**約34万件**が登録されている。

(参考) 令和3年10月以降の登録状況

10月: 46,496件

11月: 79,876件

12月: 70,582件

1月: 47,617件

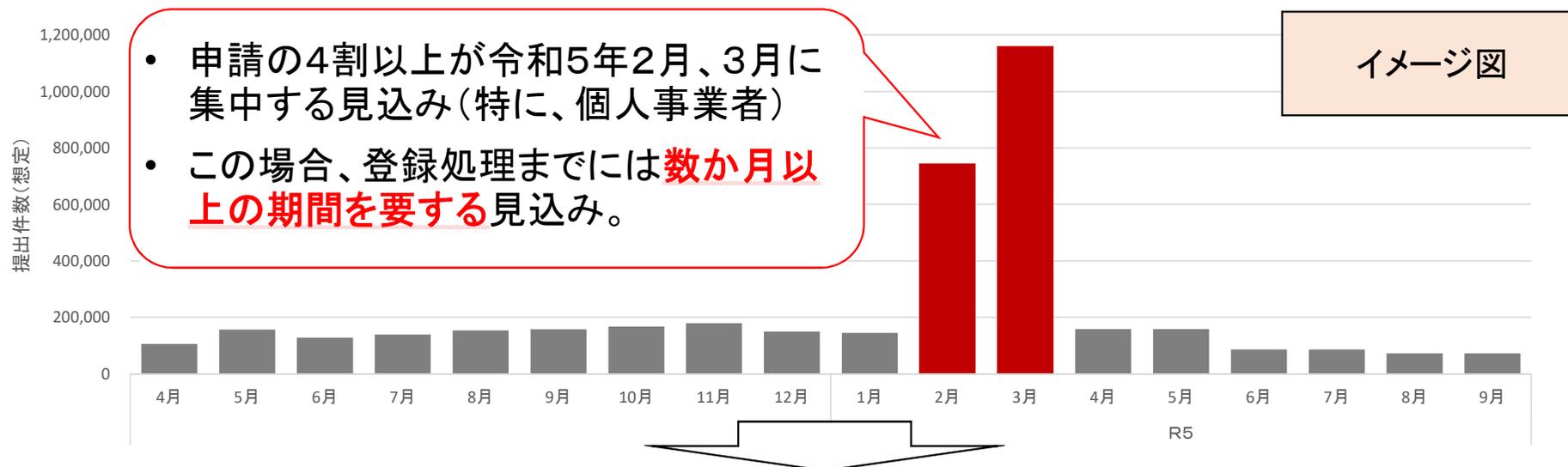
2月: 39,061件

3月: 61,199件

- 令和5年10月から登録事業者となるための原則的な申請期限である令和5年3月末まで残り1年となったが、進捗については、課税事業者に限っても、**法人で約1割強、個人では約5%程度**に留まっている。
- 令和4年3月末までの申請の**約85%が電子(e-Tax)**で提出されているものの、**電子通知希望割合は、このうち約66%**に留まっている。
- 令和4年3月時点において、申請から登録通知までの処理期間は、電子の場合は概ね2週間、書面の場合は概ね4週間程度で推移している。

## 2 今後の提出件数の想定

- 法人税の申告月、所得税の確定申告等のイベントを踏まえると、令和4年4月以降は、以下のような申請ペースになるものと予想。



- 事業者の準備を円滑に進めていただくためにも、これから申告期が到来する法人については申告と合わせて申請していただくなど、早めの申請をお勧めします(※)。また、登録を予定している個人事業者についても同様に、来年の確定申告を待たずに申請されることをお勧めします。
- 申請及び登録通知の受領は、便利なe-Taxをご利用ください。

(※) 国税局・税務署からも、税理士会や税理士・税理士法人に対して同様に早めのご準備をお勧めする内容の文書送付又は架電をさせていただく場合があります。



# インボイス制度

## 令和4年度税制改正への e-Tax対応について

令和4年4月

国税庁

# 令和4年度税制改正に伴う登録申請書の様式改訂

第1-(1)号様式改訂 国内事業者用

**適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）**

【2/2】

氏名又は名称

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

免税事業者  
 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者  
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号		法人番号	
生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 年 月 日	事業年度のみ	自 月 日 至 月 日
事業内容		登録希望日	令和 年 月 日

消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者  
※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日  
令和 年 月 日

課税事業者です。  
※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。
 はい  いいえ

納税管理人を定める必要のない事業者です。  
（「はい」の場合は、次の質問にも答えてください。）
 はい  いいえ

納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項）  
【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合  
 【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合

納税管理人の届出をしています。  
「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。  
 消費税納税管理人届出書（提出日：令和 年 月 日）
 はい  いいえ

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。  
（「はい」の場合は、次の質問にも答えてください。）
 はい  いいえ

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。  
 はい  いいえ

参考事項

この申請書は、令和三年一月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 「登録希望日」欄の追加

免税事業者の登録申請手続に係る経過措置（28改正法附則44④）の適用期間が令和11年9月30日までの日の属する課税期間中まで延長され、希望する場合に登録希望日を登録申請書に記載できることとされました（令和4年4月施行）。

## 納税管理人に関する記載欄の追加

特定国外事業者以外の事業者についても、納税管理人を定める必要がある事業者が納税管理人の届出を行っていない場合は、登録を拒否できることとされました（令和4年4月施行）。

## e-Taxの対応について

e-Taxソフト（Web版を含みます）の新様式への対応については現在開発中ですが、

納税管理人を定める必要がない事業者で、かつ

- 課税事業者の方
  - 免税事業者で、令和5年10月1日から適格請求書発行事業者となる方
- など大半の方については、システム対応前でも引き続きe-Taxを利用したの申請が可能です。



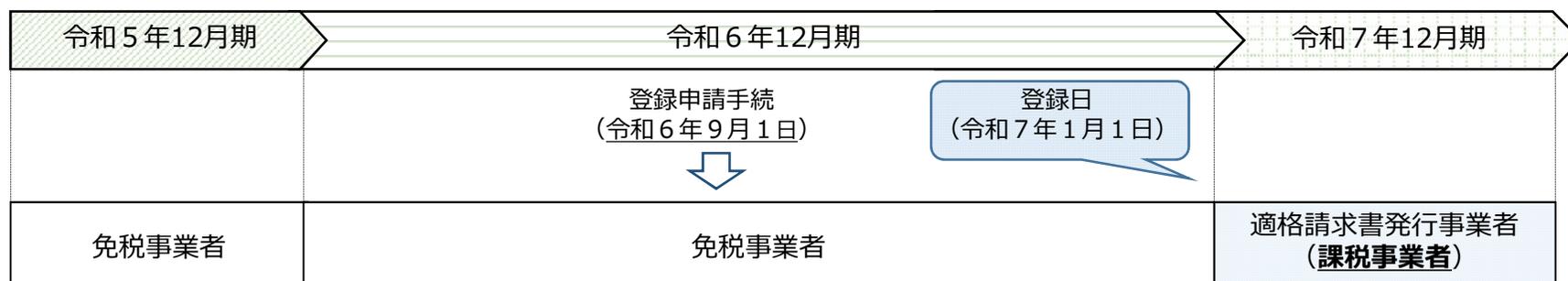
引き続き、

e-Taxを利用した申請、通知の受領（電子通知）のご利用  
をお願いいたします。

# (参考) 令和4年度税制改正に伴う登録申請手続の柔軟化

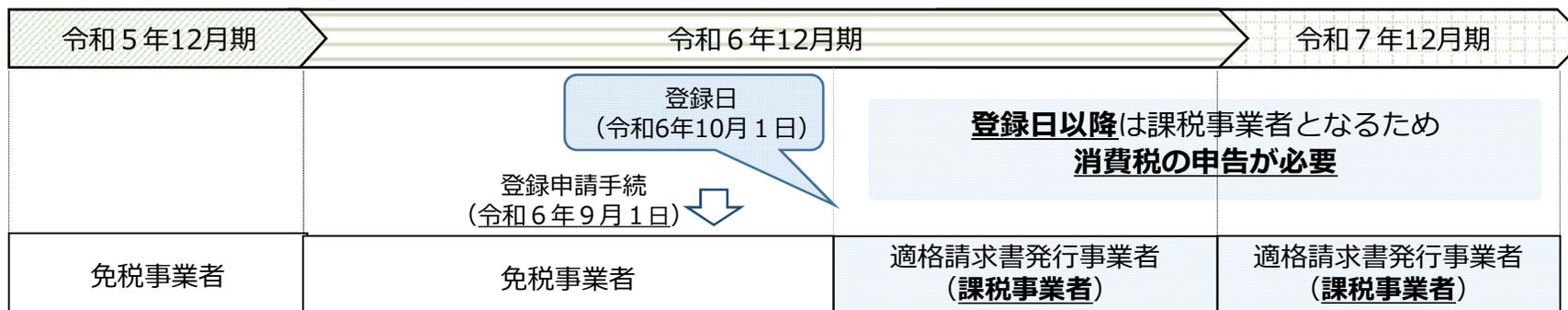
**(改正前)** 令和5年10月1日の属する課税期間については、免税事業者は課税期間の途中から登録可能  
 その後の課税期間においては、課税期間の途中で登録申請手続※を行っても登録は翌課税期間からとなる  
 ※消費税課税事業者選択届出書の提出が別途必要。翌課税期間の1か月前までに登録申請手続が必要。

**【例】 個人事業者や12月決算の法人（免税事業者）が、令和6年9月1日に登録申請手続を行った場合**



**(改正後)** 令和11年9月30日を含む課税期間までは、引き続き、課税期間の途中からの登録が可能

**【例】 個人事業者や12月決算の法人（免税事業者）が、令和6年9月1日に登録申請手続を行った場合で課税期間の途中（事例は令和6年10月1日）から登録を受ける場合**



販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

# 「小規模事業者持続化補助金」 が使いやすくなりました

## 地域を支える小規模事業者の皆様へ

小規模事業者※1等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額：上限50～200万円

補助率：2/3※2

補助対象：チラシ作成、広告掲載、店舗改装など

類型	通常枠	特別枠				インボイス 枠
		成長・分配強化枠		新陳代謝枠		
		賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	
補助率	2/3	2/3 ※2（赤字事業者は3/4）	2/3			
補助 上限	50万円	200万円			100万円	
追加申 請要件	—	裏面をご確認ください				

※1 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

令和元年度補正予算・令和3年度補正予算で中小機構に措置



## 活用例

### 事例①

古民家に厨房を増設し、カフェとして営業を開始。地元商店街の飲食店とのコラボメニュー開発や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。売上は1.5倍ほどとなり、地域のコミュニケーションの場となっている。

### 事例②

飲食事業を行う蕎麦屋が、高性能フライヤーを導入し、地元特産のかき揚げをセットメニューに追加。また、地元メディアに広告を出稿した結果、コロナ禍の中でも新規顧客の増加、顧客単価アップに繋がった。

## 特別枠

### 令和3年度補正予算に伴う特別枠の拡充

※詳細は事務局HPに掲載の公募要領をご覧ください。

#### ■賃金引上げ枠

事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上（既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上）とした事業者  
また、本枠を申請する事業者のうち業績が赤字の事業者は、補助率を3/4へ引き上げると共に加点による優先採択を実施。

#### ■卒業枠

常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者

#### ■後継者支援枠

将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園のファイナリストになった事業者

#### ■創業枠

産業競争力強化法に基づく認定市区町村や認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者

#### ■インボイス枠

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者

## 今後のスケジュール

応募開始：2022年3月29日（火）

※jGrantsによる電子申請は現在準備中です。準備が完了しましたら事務局HPでご案内します。

応募締切：2022年6月3日（金）（第8回受付締切）【当日消印有効】

※第9回受付締切以降のスケジュールについては、今後改めてご案内します。

応募方法：jGrantsによる電子申請／郵送による申請

※電子申請に必要なGBizIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、電子申請をお考えの方は、先にアカウントを発行することをお勧めします。

事務局HP：



商工会地区HP

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



商工会議所地区HP

03-6632-1502



jGrants  
(ID取得)

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい  
インボイス制度への対応も進めたい  
複数社で連携し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を進めたい

IT導入補助金が生産性向上を後押しします！

## ✓ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

新たにスタートする「デジタル化基盤導入類型」では、  
インボイス制度（2023年10月開始）への対応も見据え  
企業間取引のデジタル化を強力に推進します

	通常枠		NEW デジタル化基盤導入枠			
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型
補助額	30万円 ～ 150万円 未満	150万円 ～ 450万円 以下	会計・受発注・ 決済・ECソフト  5万円 ～ 50万円 以下	PC・ タブレット等  50万円超 ～ 350万円	レジ・ 券売機等  ～10万円 ～20万円	(1)デジタル化基盤導入類型の 対象経費（左記同様）  (2)消費動向等分析経費 （上記(1)以外の経費）※1 50万円×参画事業者数 補助上限： (1)+(2)で3,000万円  (3)事務費・専門家費 補助上限：200万円
補助率	1/2以内		3/4以内	2/3以内 (※2)	1/2以内	(1)デジタル化基盤導入類型と同様 (2)・(3) 2/3以内
補助 対象 経費	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料(最大 1年分)、導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費			

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります。

(※2)交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、  
50万円超の金額については2/3。

令和元年度補正予算及び令和3年度補正予算で中小機構に措置

NEW

## デジタル化 基盤導入枠

### デジタル化基盤導入類型・複数社連携IT導入類型の創設

- ✓ 補助率は最大 3 / 4 です。
- ✓ 「デジタル化基盤導入類型」は、インボイス制度への対応も見据え、会計・受発注・決済・ECソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- ✓ 「複数社連携IT導入類型」は、複数の中小企業・小規模事業者等が連携して地域DXの実現や生産性向上を図る取組に対して、ITツール・ハードウェア導入費用に加え、効果的に連携するためのコーディネート費・専門家謝金も支援します。

## 補助金 活用事例

### 事例①（通常枠：建設・土木業）

タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であった。

「勤怠・労務管理ツール」の導入で出先からの打刻が可能となり、**残業時間が3割削減**、人事担当の**作業効率も大幅アップ**！

### 事例②（デジタル化基盤導入枠：食料品卸売業）

インバウンド向け飲食店をメインターゲットとしていたが、コロナ禍で売上が激減。「ECサイト」を構築し、一般消費者向けに機能性食品の販売を開始。ゼロからのスタートで**月商400万円を達成**！

### <IT導入補助金2022の今後のスケジュール>

公募開始：令和4年3月31日（木）

応募締切：通常枠・デジタル化基盤導入枠で異なります。

詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

※応募締切については、申請状況を踏まえて設定予定です。

（制度内容、予定は変更する場合がございます。）

サービス等生産性向上  
IT導入支援事業事務  
局ポータルサイト



事業者の皆様へ

# 消費税のインボイス制度等 説明会のご案内

要事前予約  
参加無料

令和5年10月1日から、インボイス制度が実施されます。  
事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

## インボイス制度説明会

インボイス制度の概要、売手・買手側の注意点、登録申請の方法等について説明します。

日時	開催場所	定員	問合せ先
令和4年4月21日(木) 10:00~11:00	名古屋東税務署(1階会議室) 東区主税町三丁目18番地	20名 予約制	名古屋東税務署 法人課税第一部門 Tel052-931-2518(直通)
令和4年5月11日(水) 10:00~11:00	名古屋東税務署(1階会議室) 東区主税町三丁目18番地	20名 予約制	名古屋東税務署 法人課税第一部門 Tel052-931-2518(直通)
令和4年6月2日(木) 10:00~11:00	名古屋東税務署(1階会議室) 東区主税町三丁目18番地	20名 予約制	名古屋東税務署 法人課税第一部門 Tel052-931-2518(直通)

## インボイス制度説明会(消費税の仕組みから知りたい方向け)

インボイス制度説明会の内容に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

日時	開催場所	定員	問合せ先
令和4年4月21日(木) 14:00~15:30	名古屋東税務署(1階会議室) 東区主税町三丁目18番地	20名 予約制	名古屋東税務署 個人課税第一部門 Tel052-931-2514(直通)
令和4年5月11日(水) 14:00~15:30	名古屋東税務署(1階会議室) 東区主税町三丁目18番地	20名 予約制	名古屋東税務署 個人課税第一部門 Tel052-931-2514(直通)
令和4年6月2日(木) 14:00~15:30	名古屋東税務署(1階会議室) 東区主税町三丁目18番地	20名 予約制	名古屋東税務署 個人課税第一部門 Tel052-931-2514(直通)

## 登録申請相談会(個人事業者の方向け)

インボイス制度の概要を説明するとともに、登録申請書等の提出を希望する方にその手続をサポートします。

日時	開催場所	定員	問合せ先
令和4年5月24日(火) 14:00~15:30	名古屋東税務署(1階会議室) 東区主税町三丁目18番地	20名 予約制	名古屋東税務署 個人課税第一部門 Tel052-931-2514(直通)
令和4年6月15日(水) 14:00~15:30	名古屋東税務署(1階会議室) 東区主税町三丁目18番地	20名 予約制	名古屋東税務署 個人課税第一部門 Tel052-931-2514(直通)

## ●インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

- 会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に問合せ先まで申込みをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症等拡大状況によっては、中止又は延期する場合がございます。
- 感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いいたします。
- 代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。
- 登録申請相談会にご参加の方は、**①スマートフォン、②マイナンバーカード及び暗証番号、③利用者識別番号及び暗証番号がわかるもの**をご持参いただければ、その場でe-Taxによる登録申請ができます。

## ●説明会開催日程等

説明会開催日程等の最新情報は  
こちらをご覧ください。



## ●インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳しい  
情報等はこちらをご覧ください。

